



こんにちはトーカイです



日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り

誠にありがとうございます。

そろそろ各地で梅雨入りし始めました。

皆様いかがお過ごしでしょうか。

梅雨の時期は冷える日もございます。

どうぞお体に気をつけてお過ごし下さい。



## 7月10日は納豆の日

夏が近づいて来ました。これからの季節を元気に粘り強く過ごしていく為にぜひ食べて頂きたい納豆。今回は「納豆」についてご紹介していきます。

### 何故7月10日は納豆の日!?

ご覧の皆様もお気づきかもしれませんが、納豆の日の由来は「なっ(7)とう(10)」の語呂合わせから来ています。

1981(昭和56)年に関西納豆工業協同組合が関西における納豆の消費拡大のために、関西地域限定の記念日として制定しました。

それを全国納豆共同組合連合会が1992(平成4)年に改めて全国の記念日として制定しました。

### 納豆で夏バテ対策

納豆は良質のたんぱく質を多く含み、スタミナ強化には申し分のない食べ物です。さらに豊富なビタミンB群が暑さからくる体力の低下を防ぐほか、レシチンやミネラルが弱った体にパワーをつけリフレッシュしてくれる為、納豆は夏バテ防止にはぴったりです。

他にも美白効果、スタミナアップ効果、骨を丈夫にする効果、悪酔いを防いでくれる効果、肩こりや疲労を取り除いてくれる効果があるとされています。



### 納豆を使ったレシピ

【大葉入り納豆焼き】

#### 材料

- 納豆 …… 2パック
- 小麦粉 …… 大さじ1
- 卵 …… 1個
- 大葉 …… 8~10枚くらい
- 味噌 …… 小さじ1
- チーズ …… 1~2つかみくらい



#### 作り方

- ① 納豆に卵、チーズ、味噌、大葉、納豆のタレ、小麦粉を入れて混ぜます。
- ② お好みの大きさで焼いたら出来上がりです。

納豆の匂いが気になるようであれば、海苔に巻いて召し上がってみてください! 納豆好きな方も納豆の匂いがお好みでない方でも美味しく食べられるレシピかと思えます。暑い夏、納豆パワーで乗り切りましょう!

## 江戸川編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!  
トーカイのご当地グルメ

### 忠三櫻本舗「桜サブレ」

〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町2丁目11-1 TEL:0120-38-0439  
営業時間:9:00~19:00 ※金・土は9:00~20:00

今回、ご紹介させて頂く商品は忠三櫻本舗様の「桜サブレ」です。創業当時から店頭で並んでおり、歴史ある商品の一つです。

アーモンドプードルというアーモンドの粉が入っており、普通のサブレでは味わえないサクサク感が特徴となっております。

また、桜をモチーフにしたデザインとなっております。見た目にも鮮やかな商品です。

その他にも、江戸川区の特産品である小松菜を使用した「小松菜どら焼き」などが忠三櫻本舗様名物となっております。

江戸川区にお立ち寄りの際はぜひ足を運んでみてください!



### 江戸川営業所 おすすめ

左上から昆野、平岩、田中、清水、熊谷



東京23区内で最も区民の平均年齢が若く、公園も多いので、子育てしやすい街です。緑や川など自然豊かであり、東京都内では唯一海水浴ができる葛西臨海公園もあります。東京都に引越しを検討されている方は是非江戸川区へ!

### 特産品は小松菜

江戸川区の特産品である小松菜は、江戸川区小松川の地名から、徳川吉宗が名付けたと言われています。

今では施設栽培などで効率的に栽培されており、一年中食べられますが、元々は冬場の野菜で「冬菜」と呼ばれており、東京の雑煮には欠かせない野菜です。旬が冬ということもあり、霜が降りてからのほうが、甘みが増して美味しいそうです。

### 読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

平成30年度介護報酬改定について、今回は居宅介護支援に関する改正内容の「訪問回数が多い利用者への対応」に関する内容を整理しました。

今回の改正で、居宅介護支援の運営基準を見直し、厚生労働省が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置づける場合には、その必要性をケアプランに記載するよう義務付け、さらにそのケアプランを市町村へ届出することを規定しました。

## 改正の背景 (第152回社会保障審議会介護給付費分科会資料「資料1 居宅介護支援の報酬・基準について」より)

「生活援助中心型」の利用状況を調査したところ、1人当たりの平均利用回数は月10回程度となっているが、月31回以上の利用者が24,748人にのぼり、中には月100回を超えて利用されているケースも認められました。

また、例えば、要介護1・2の者の場合、利用者の約9割は月20回までの利用であり、残り1割の利用者は月20回以上、中には100回以上の者があるなど、全体として利用状況に大きなばらつきがあり、利用者の状態に沿った効率的なサービス提供が行われていない可能性があることが、改正の背景です。

## 訪問介護のうち「生活援助中心型」の利用状況 (平成28年9月)

利用者数	48万5,174人
うち月31回以上の利用者数	2万4,748人
平均利用回数	月10.6回
最高利用回数	月115回
平均単位数(1単位≒10円)	月2,309単位
最高単位数	月25,875単位
平均要介護度	1.96

出所:厚生労働省「介護保険総合データベース(平成28年9月サービス実施、10月審査分)」

## 改正内容 (厚生労働省HP 平成30年度介護報酬改定について「平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について」より)

ア 訪問回数が多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。【省令改正】

(※)「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。(右記回数に決定)

イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じて、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

厚生労働省告示第218号より  
(平成30年5月2日告示)

利用者数	訪問回数
要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

## Q&A (厚生労働省HP 平成30年度介護報酬改定について「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」より)

**Q** 基準第13条第18号の2に基づき、市町村に居宅サービス計画を提出するにあたっては、訪問介護(生活援助中心型)の必要性について記載することとなっているが、居宅サービス計画とは別に理由書の提出が必要となるのか。

**A** 当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護(生活援助中心型)の利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではない。



## トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2018年6月30日(土)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「磁シブ」を合計20名様  
にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております  
す!!(ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「コメント」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、  
ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。  
(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報のご利用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

● 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため

● プレゼント当選者への商品の発送のための配送業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

● 発行・編集/株式会社トーカー シルバー事業本部 企画部 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地  
【電話】058-377-2986 【FAX】058-263-0151

受付は終了しました